中小企業の強靭化に向けて

令和元年６月

中小企業庁経営安定対策室

（参考）平成30年７月豪雨による被害状況

- 前線や台風第７号の影響により、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となり、１府10県に特別警報が発表されるとともに、各地で河川の氾濫や土砂災害が相次ぎ、１府13県で200名を超える死者・行方不明者が発生するなど甚大な被害が発生。
- 電気、水道等のライフラインの被害のほか、道路、鉄道等の交通インフラにも甚大な被害が発生。

被害状況等※1

・人的被害（11/6時点）
死者224名、行方不明者8名

・家屋被害（11/6時点）
全壊6,758棟、床上浸水8,567棟

・避難所避難者数
最大　約4.2万人（7/7時点）
⇒11/5時点で119人

・電力
最大　約8万戸停電（7/7時点）
⇒ 7/13復旧※2

・上水道
総断水戸数　263,593戸
⇒ 岡山県内：7/26断水解消※3
広島県内：8/9断水解消※3
愛媛県内：8/13断水解消※3

・鉄道
最大　32事業者115路線運転休止　（7/7 5:00時点）
⇒ 10/9時点で4事業者6路線運休中

・高速道路
最大　17路線19区間被災による通行止め
（7/8 5:00時点）
⇒9/27までに全ての通行止め解除

浸水被害
（岡山県倉敷市真備町）

鉄道の被害
（広島県東広島市　JR山陽線）

道路の被害
（広島県安芸郡坂町　広島呉道路）

浄水場の被害
（愛媛県宇和島市　吉田浄水場）

※1 平成30年7月豪雨による被害状況等について（内閣府）、平成30年7月豪雨及び台風第12号による被害状況及び消防機関等の対応状況（消防庁）資料、平成30年台風第7号及び前線等による被害状況等について（国土交通省）、平成30年7月豪雨に係る初動対応検証チーム（第2回）資料より作成
※2 住民が居住する地域
※3 豪雨により大きな被害が発生し、住民が避難している地域で、地域の復興に合わせて水道も復旧・整備する予定の地域（愛媛県松山市10戸、西予市32戸）を除く。

（出所）平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）（平成30年12月26日公表）から抜粋

近年の豪雨災害の特徴

- 土木研究所発表の資料では、近年の豪雨災害の特徴として下記３点が挙げられている。

  １．台風と前線の作用による豪雨の大規模化・観測史上最大規模の大雨の発生
  ２．豪雨の履歴の少ない中山間地における土砂流出と洪水氾濫の一体的発生
  ３．東北・北海道における過去の洪水災害が少ない地域での災害の発生

１．台風と前線の作用による豪雨の大規模化・観測史上最大規模の大雨の発生

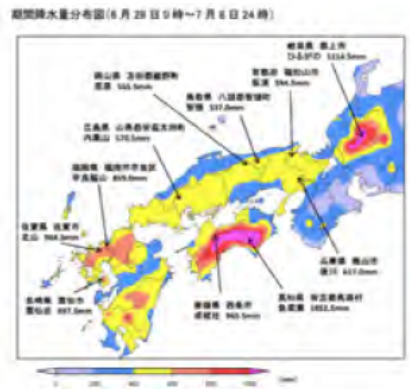

西日本豪雨（気象庁：平成30 年7 月豪雨）
前線や台風第7号の影響により、暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった。(H30.7)

２．豪雨の履歴の少ない中山間地における土砂流出と洪水氾濫の一体的発生

九州北部豪雨による（筑後川支川）中山間地河川赤谷川の氾濫
（大量の土砂・流木による流路の変動）（国土地理院HP）

３．東北・北海道における過去の洪水災害が少ない地域での災害の発生

4つの台風が北海道に上陸
（北海道開発局：平成28年8月台風災害における北海道及び東北地方での緊急的な治水対策等について）　●空知川上流（南富良野町幾寅地区）　堤防決壊状況

（出所）平成30年度土木研究所講演会　国立研究開発法人土木研究所水災害リスク研究グループ（ICHARM）澤野久弥氏発表資料から抜粋

本日のアジェンダ

１．政府による大規模な自然災害発生時の
　　中小企業支援策

２．非常時における被害情報の収集について

３．中小企業の強靭化対策

１．政府による大規模な自然災害発生時の中小企業支援策

ポイント

〇災害発生時における中小企業支援策は、災害救助法の適用をもって、初動措置（５点セット）を適用。

〇災害救助法が適用されない場合や、甚大な被害が生じている場合は、被害の実態（中小企業被害額）を踏まえて、支援措置を実施。

中小企業庁における被災中小企業支援について（初動措置）

災害救助法が適用された場合、同法が適用された地域に対し、以下の中小企業支援を実施。

①特別相談窓口の設置

- 日本政策金融公庫
- 商工組合中央金庫
- 信用保証協会
- 商工会議所
- 商工会連合会
- 中小企業団体中央会
- よろず支援拠点
- 全国商店街振興組合連合会
- 中小企業基盤整備機構
- 各経済産業局

等

②災害復旧貸付の実施

日本政策金融公庫の災害復旧貸付の概要	
金利 ※貸付期間5年の場合、平成30年10月11日時点	・中小企業事業：基準利率1.11% ・国民生活事業：基準利率（災害貸付）1.31%
貸付限度額	・中小企業事業：別枠で1億5,000万円 ・国民生活事業：各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円

③セーフティネット保証4号の適用

- 保証割合：100%保証
- 保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円を融資（普通保証2億円、無担保保証8,000万円）

④既往債務の返済条件緩和等への柔軟な対応の要請

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などに柔軟に対応するよう要請。

⑤小規模企業共済災害時貸付の適用

- 貸付限度額：原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額と1,000万円のいずれか少ない額
- 貸付利率：年0.9%（平成30年10月時点）
- 貸付期間：貸付金額500万円以下は36ヵ月　、505万円以上は60ヵ月

※①・②・④は、災害救助法の適用を受けた市町村がある都道府県が対象。③・⑤は、災害救助法の適用を受けた市町村が対象。

被災中小企業支援について（初動措置）

雇用保険失業給付に関する特別措置（厚生労働省）

災害救助法が適用された場合、災害の影響を受けて事業所が休業する場合に一時的な離職を余儀なくされた方に対して、雇用保険失業等給付（基本手当）を支給する特別措置を実施。

・災害救助法の指定地域にある事業所が、**災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方**については、**事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付の受給が可能**。
※雇用保険に６ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象。

休業手当に対する雇用調整助成金（厚生労働省）

災害救助法が適用された場合、災害に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小（休業含む）が余儀なくされた事業所の事業主が、労働者と事前に結んだ労使間の協定に基づき休業を行い、その休業についての手当を支払えば、雇用調整助成金の利用が可能。

・**労働者に支払った休業手当相当額の２/３**（中小企業の場合）を**助成**。

２．被害情報の収集について

ポイント

〇被災中小企業の支援策を実施するためには、中小企業の被害の実態（中小企業被害額）を把握する必要。

〇都道府県では、中小企業被害が把握できるよう、情報収集の流れや方法について事前に把握。

〇商工団体の皆様には、「事業継続力強化支援計画」の策定に取組み、緊急時における円滑な中小企業支援や、被害情報収集を期待。

激甚災害指定の早期化に向けた運用の改善について（中央防災会議幹事会（平成29年12月21日開催））

激甚災害指定の早期化に向けた運用の改善の概要

参考資料

（平成29年12月21日以降に発生した災害から適用）

○近年、日本各地で地震や水害等の大規模災害が頻発し、甚大な被害が発生しており、被災自治体等からは、復旧・復興に迅速に取り組むため、激甚災害指定の早期化が強く望まれているところ。
○このため、激甚災害指定の早期化に向けて、以下のとおり運用の改善を行うもの。

1. 被害状況調査の国による支援等

①被害が甚大になる蓋然性が高いと判断される災害において、被災自治体が行う被害状況調査への積極的な支援を、内閣総理大臣（防災担当大臣）から激甚指定関係省庁へ指示（要請）。

※激甚指定関係省庁：国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省等

②激甚指定関係省庁は、被災自治体に被害状況調査への国の支援の必要性を問い合わせ、要望に応じて被災自治体と連携して可能な限りの支援※を実施。

※支援の具体例：TEC-FORCE（テックフォース）、水土里災害派遣隊（みどりさいがいはけんたい）等の国の職員派遣や、水土里（みどり）ネット、商工会議所等の関係機関の協力による調査支援及び技術的助言等

③指示（要請）後、激甚指定関係省庁は、概ね1週間を目途に調査結果（査定見込額等）を内閣府（防災）へ報告。内閣府（防災）は、調査の進捗に応じて継続調査が必要と判断する場合は、激甚指定関係省庁に対し、更に概ね1週間を目途に結果（査定見込額等）を報告するよう要請。

2. 激甚災害指定見込みの早期公表等

①内閣府（防災）は、激甚指定関係省庁から提出された査定見込額等が激甚災害の指定基準を満たす場合は、速やかに中央防災会議の答申を経て、「指定見込み」を公表。

※「指定見込み」：適用すべき措置及び区域の見込み

②その後、被害状況調査の進捗により「指定見込み」の内容に変更がある場合は、内閣府（防災）は、適時、変更後の内容を公表。

③内閣府（防災）は、「指定見込み」の内容の確定後、速やかに指定政令案の閣議決定の手続きを進める。

運用の改善による効果

○これまでも激甚災害の「指定見込み」を事前に公表してきたが、今後は被害が甚大になる蓋然性が高いと判断される災害について、災害終息後、最速で１週間程度で「指定見込み」の公表を行うもの。
⇒　被災自治体等は財政面での不安なく、迅速に災害からの復旧・復興に取組。

被害情報の把握に向けて

・自然災害が発生した際に、都道府県は、まずは人命第一の対応を取る必要がある。
・その上で、早期の災害復旧・支援策の実施に向けて、商工被害の早期把握も重要。
・被害情報把握及び、被災企業支援のタイムラインのイメージは下記の通り。

被害情報把握に向けた都道府県の対応に関するタイムラインのイメージ

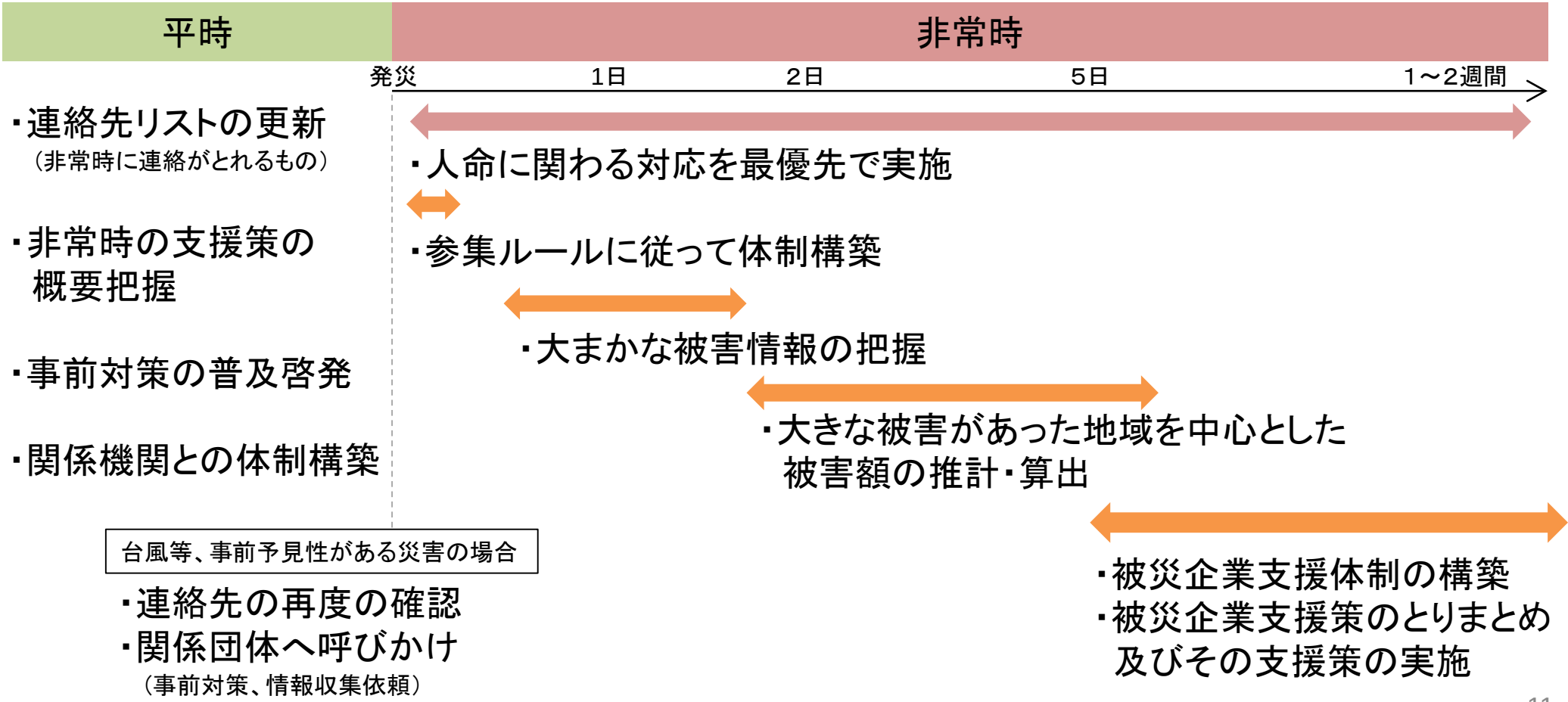

３．中小企業の強靭化対策

ポイント

○災害に備えて、平時から中小企業の防災・減災に向けた取組を推進していくことが重要。

○国は、中小企業に防災・減災の取組を促す「事業継続力強化計画」の認定を開始予定。

○地方自治体の皆様には、国の認定制度と連携し、普及啓発、補助金審査時の加点、自治体制度との紐付けなど、自治体独自の取組を期待。

○商工団体の皆様には、管内企業への計画認定の取得推進や、認定後のフォローアップを期待。

中小企業の防災・減災対策の状況(1)

（1）防災・減災に対する問題意識が十分でなく、防災・減災に関心が低い。

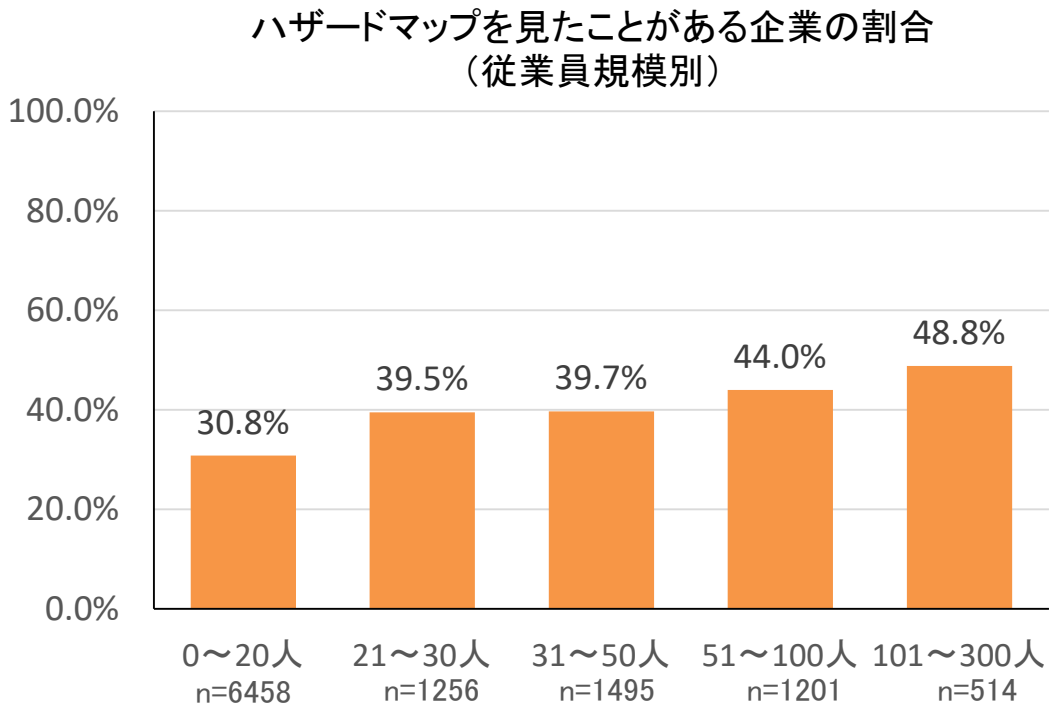

（出所）三菱UFJリサーチ＆コンサルティング（株）
中小企業の災害対応に関する調査（2018年12月）

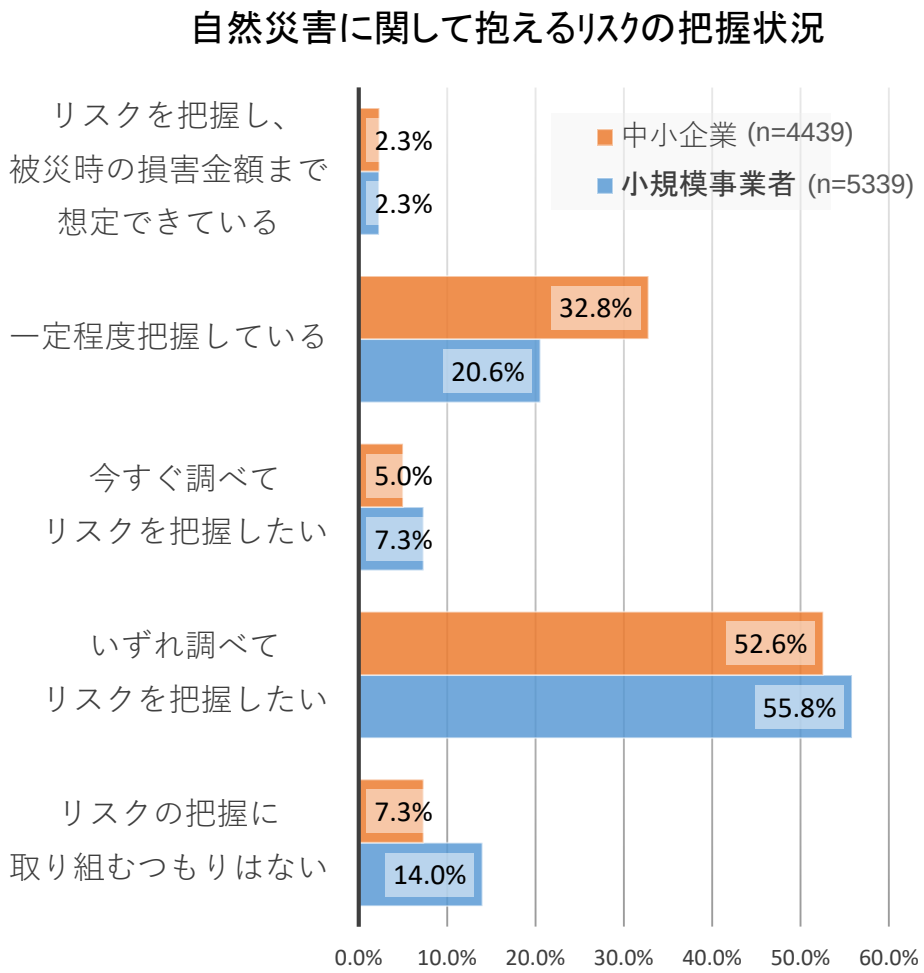

（出所）三菱UFJリサーチ＆コンサルティング（株）
中小企業の災害対応に関する調査（2018年12月）

（参考）平成30年７月豪雨：倉敷市真備地区の浸水状況

- 倉敷市真備地区の浸水範囲は、ハザードマップで示されている浸水想定区域と概ね一致。

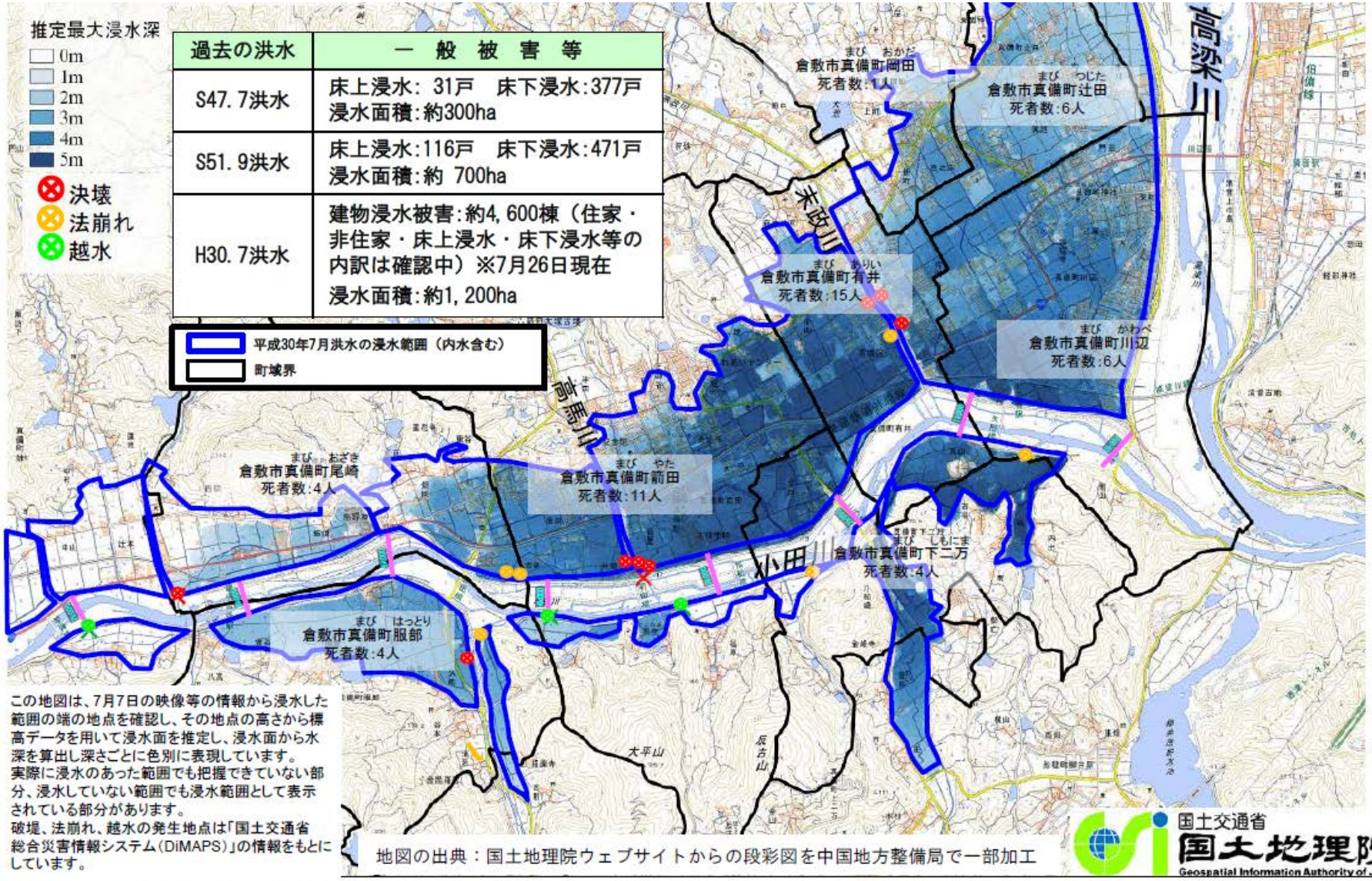

過去の洪水	一　般　被　害　等
S47. 7洪水	床上浸水：31戸　床下浸水：377戸 浸水面積：約300ha
S51. 9洪水	床上浸水：116戸　床下浸水：471戸 浸水面積：約 700ha
H30. 7洪水	建物浸水被害：約4, 600棟（住家・非住家・床上浸水・床下浸水等の内訳は確認中）※7月26日現在 浸水面積：約1, 200ha

この地図は、7月7日の映像等の情報から浸水した範囲の端の地点を確認し、その地点の高さから標高データを用いて浸水面を推定し、浸水面から水深を算出し深さごとに色別に表現しています。
実際に浸水のあった範囲でも把握できていない部分、浸水していない範囲でも浸水範囲として表示されている部分があります。
破堤、法崩れ、越水の発生地点は「国土交通省総合災害情報システム（DiMAPS）」の情報をもとにしています。

地図の出典：国土地理院ウェブサイトからの段彩図を中国地方整備局で一部加工

国土交通省 国土地理院 Geospatial Information Authority of Japan

国土交通省「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会」第一回資料をもとに作成

（出所）平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）（平成30年12月26日公表）から抜粋

中小企業の防災・減災対策の状況(2)

（2）ノウハウがなく、具体的に何から取りかかればよいか分からない。

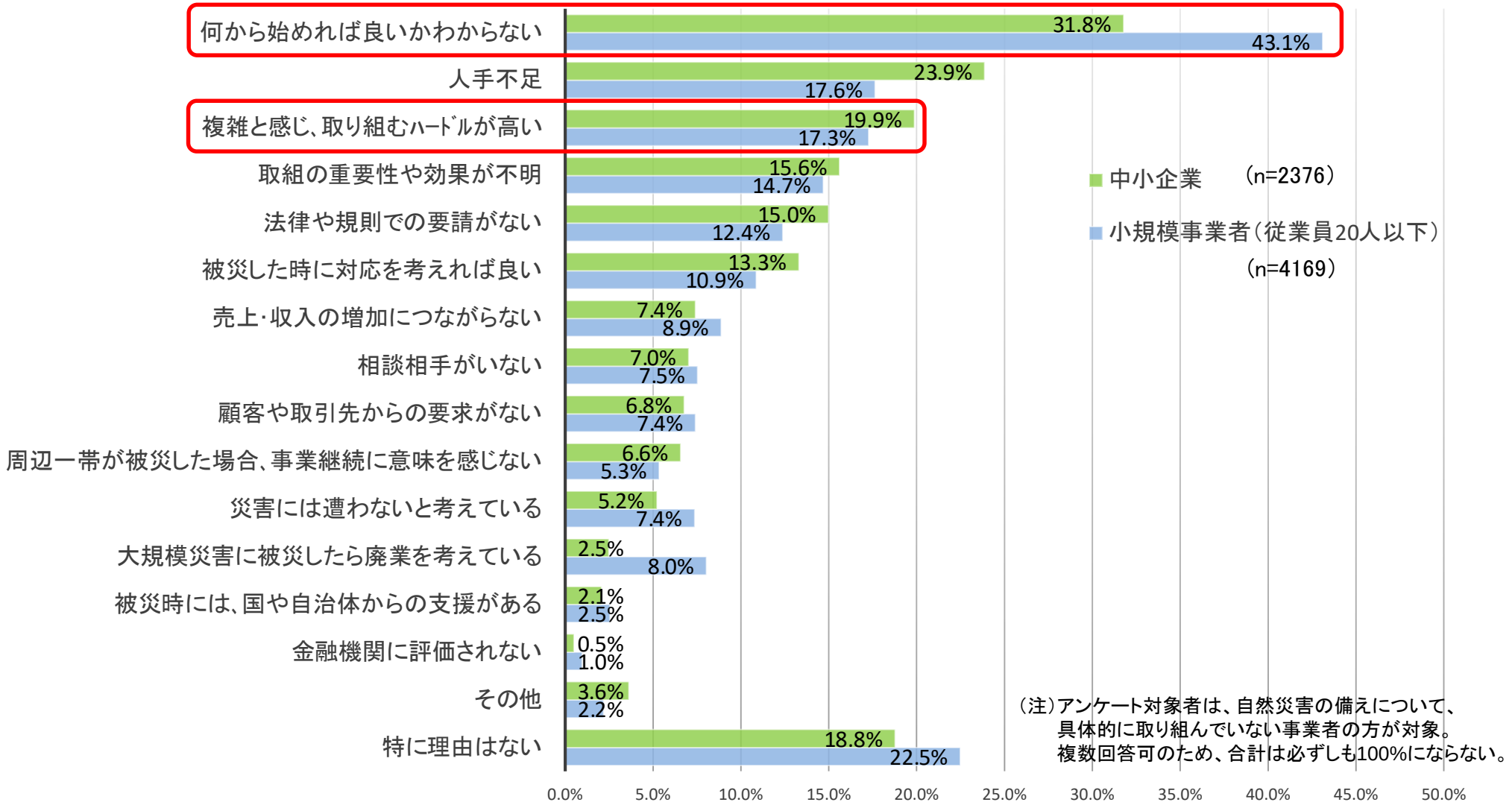

（注）アンケート対象者は、自然災害の備えについて、具体的に取り組んでいない事業者の方が対象。
複数回答可のため、合計は必ずしも100%にならない。

（出所）三菱UFJリサーチ＆コンサルティング（株）　中小企業の災害対応に関する調査（2018年12月）

中小企業の防災・減災対策の状況(3)

（3）防災・減災に対して、実施する優先順位が高くない。

経営課題の優先順位

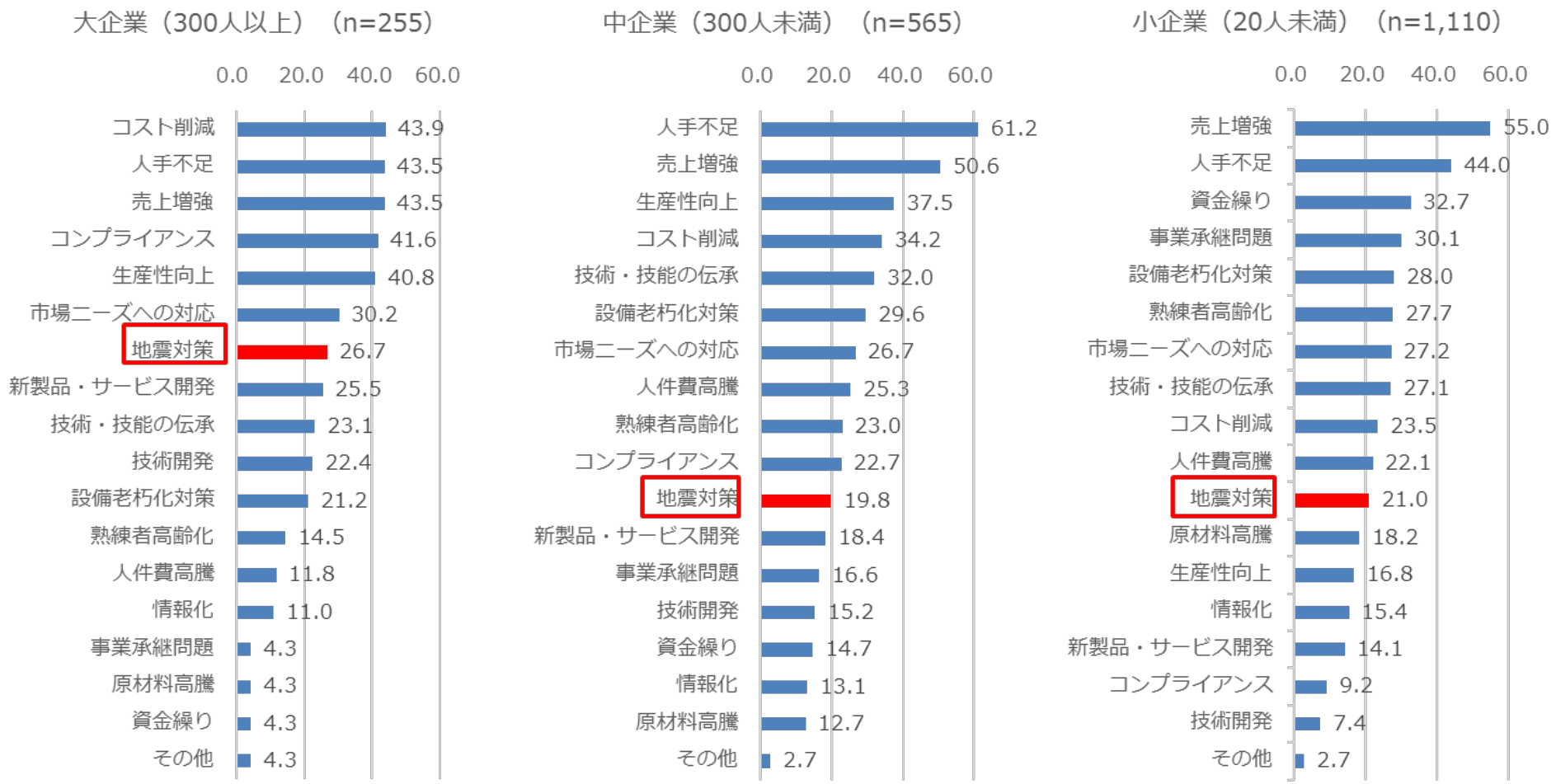

（注）質問は下記の通り。
「次に掲げる経営課題の中から優先順位の高いもの、上位5つまで選んでください。」

（出所）中小企業強靭化研究会第3回　中部経済連合会提出資料

中小企業の防災・減災対策の状況(4)

（4）事前の備え（設備投資、事業継続計画（BCP）の策定）が不十分。

従業員規模別に見たBCPの策定状況

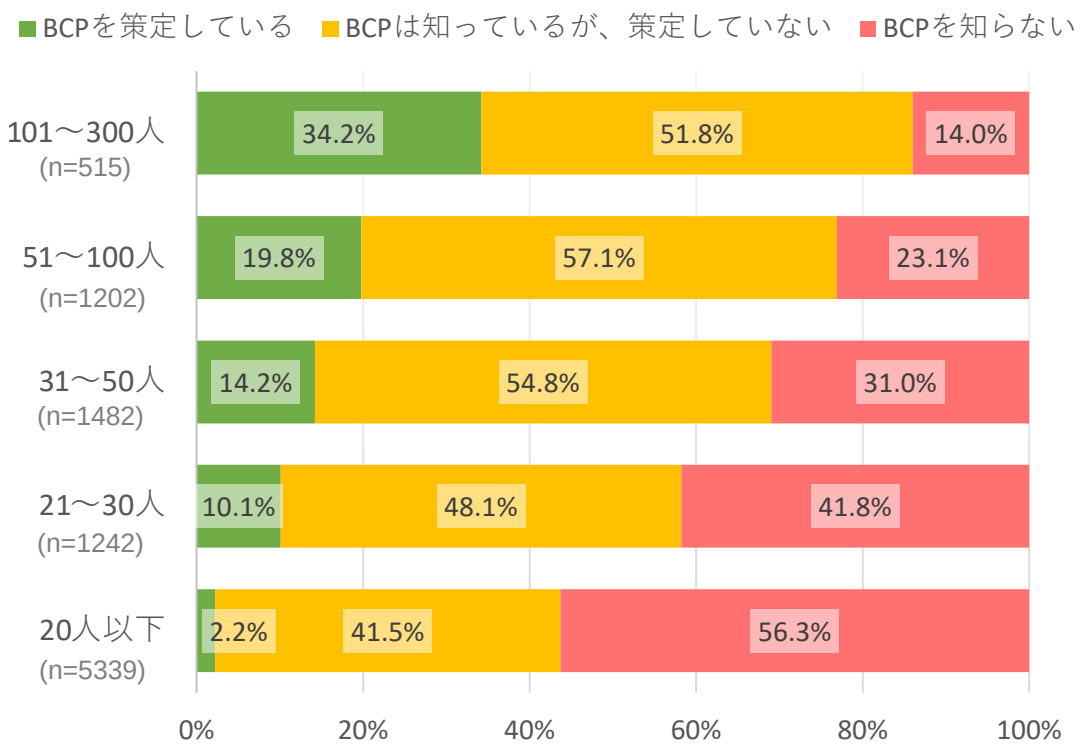

（出所）三菱UFJリサーチ＆コンサルティング（株） 中小企業の災害対応に関する調査（2018年12月）

自然災害に対し具体的な対策に取り組んでいる企業の割合

中小企業（n=4495）

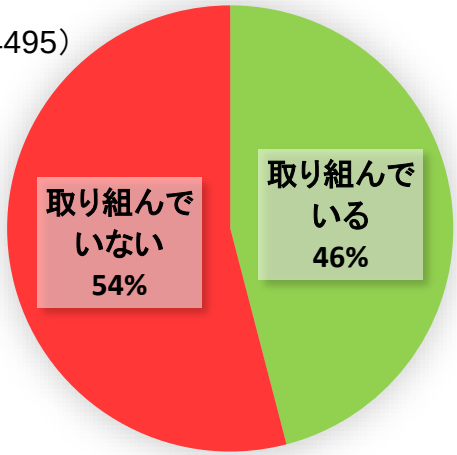

小規模事業者（n=5339）

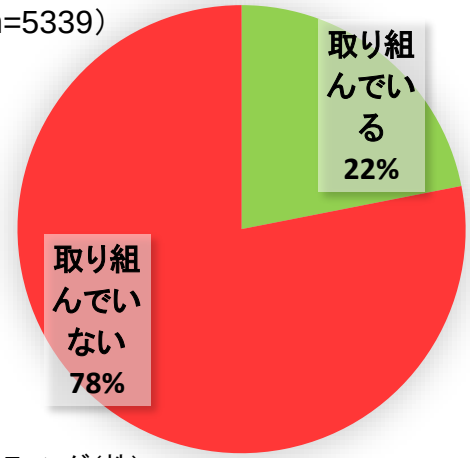

（出所）三菱UFJリサーチ＆コンサルティング（株）
中小企業の災害対応に関する調査（2018年12月）

中小企業の防災・減災対策の状況(5)

(5)リスクファイナンス対策が十分に講じられていない。

８割強の中小企業が、自然災害に対応する何らかの**保険・共済**に加入。

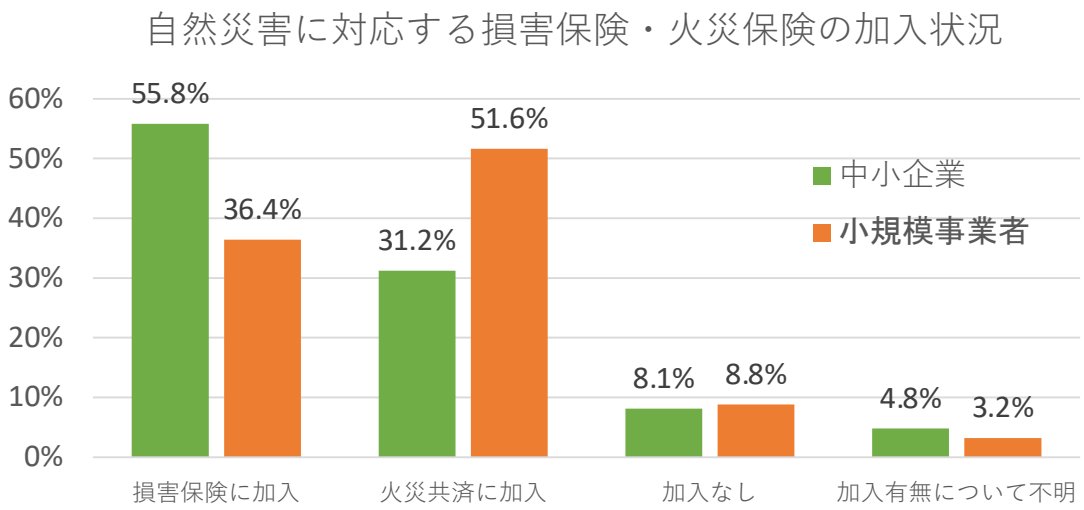

（出所）三菱リサーチ＆コンサルティング（株）「中小企業の災害対応に関する調査」
（注）「損害保険」と「火災共済」の双方に加入している場合は、補償がより中心的な役割を担っている方を回答。

・自身が加入している保険・共済について、**約２～３割**の中小企業・小規模事業者が**補償内容を把握していない**。
・保険・共済に加入している事業者のうち、**水災補償**に加入している事業者は**約７割**。

水災補償への加入状況

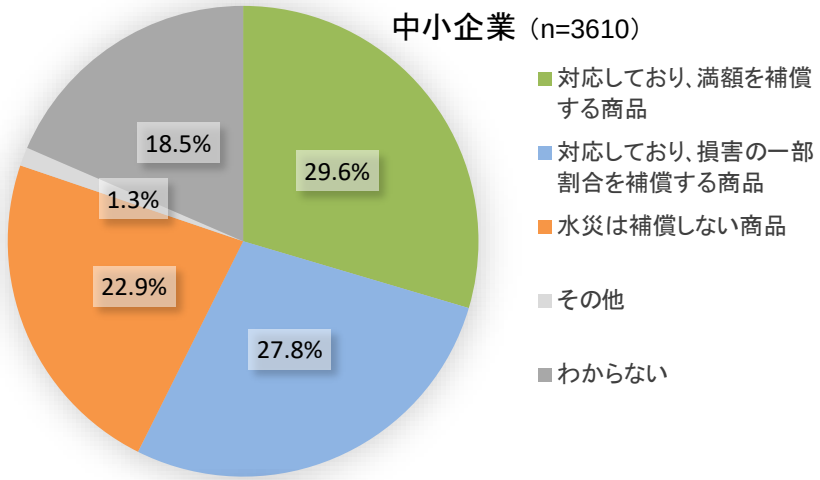

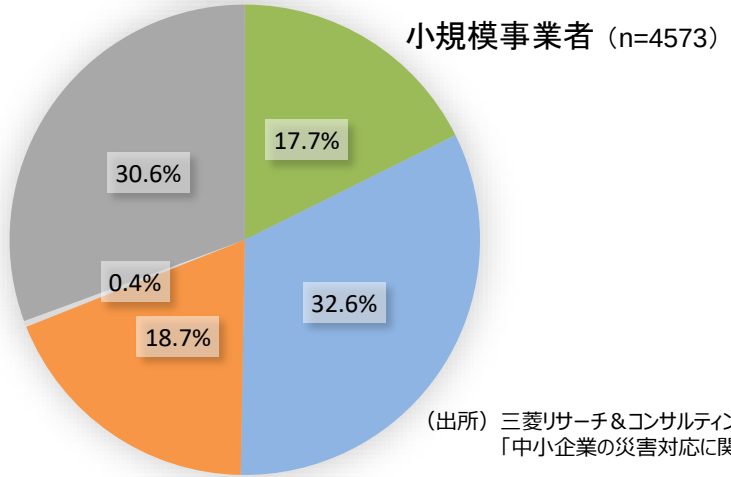

（出所）三菱リサーチ＆コンサルティング（株）
「中小企業の災害対応に関する調査」

事前対策の効果（１）

- 何らかの対策を実施している企業は、未実施企業に比べ、早期に復旧。
- 事業継続計画（ＢＣＰ）を策定している企業は、多くの企業が被災時に１ヶ月以内に復旧。

被災した事業拠点の再開に要した日数（防災・減災対策の実施の有無別）

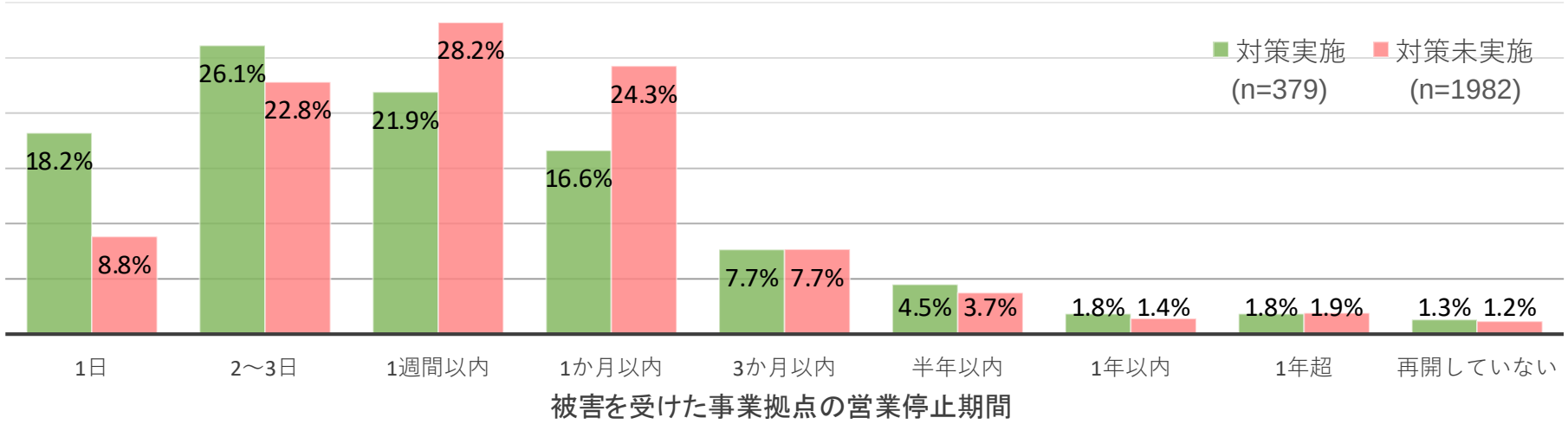

被災した事業拠点の再開に要した日数（BCPの策定の有無別）

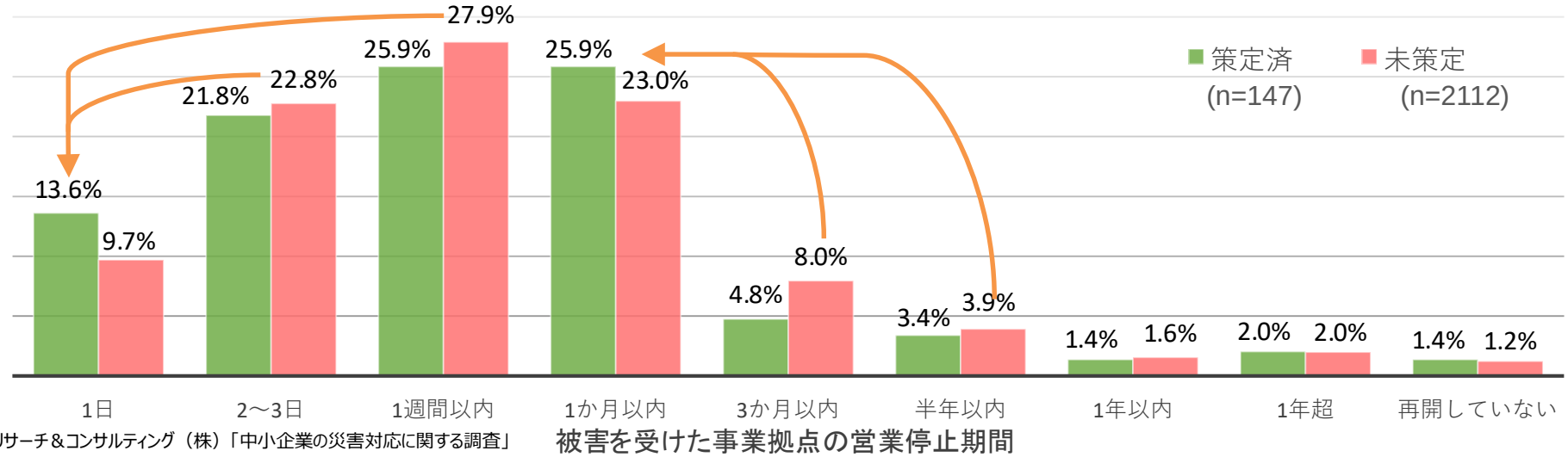

（出所）三菱リサーチ＆コンサルティング（株）「中小企業の災害対応に関する調査」

事前対策の効果（２）

- 被災した企業が、復旧・復興に際して最も役に立ったものは損害保険。
- そのほかに、公的機関の相談窓口など自治体による支援や、金融機関による貸付、取引のある企業や同業他社による支援など、中小企業を取り巻く関係者による支援が、被災企業の復旧・復興に貢献している。

被災した企業が、復旧・復興する際に最も役に立ったもの

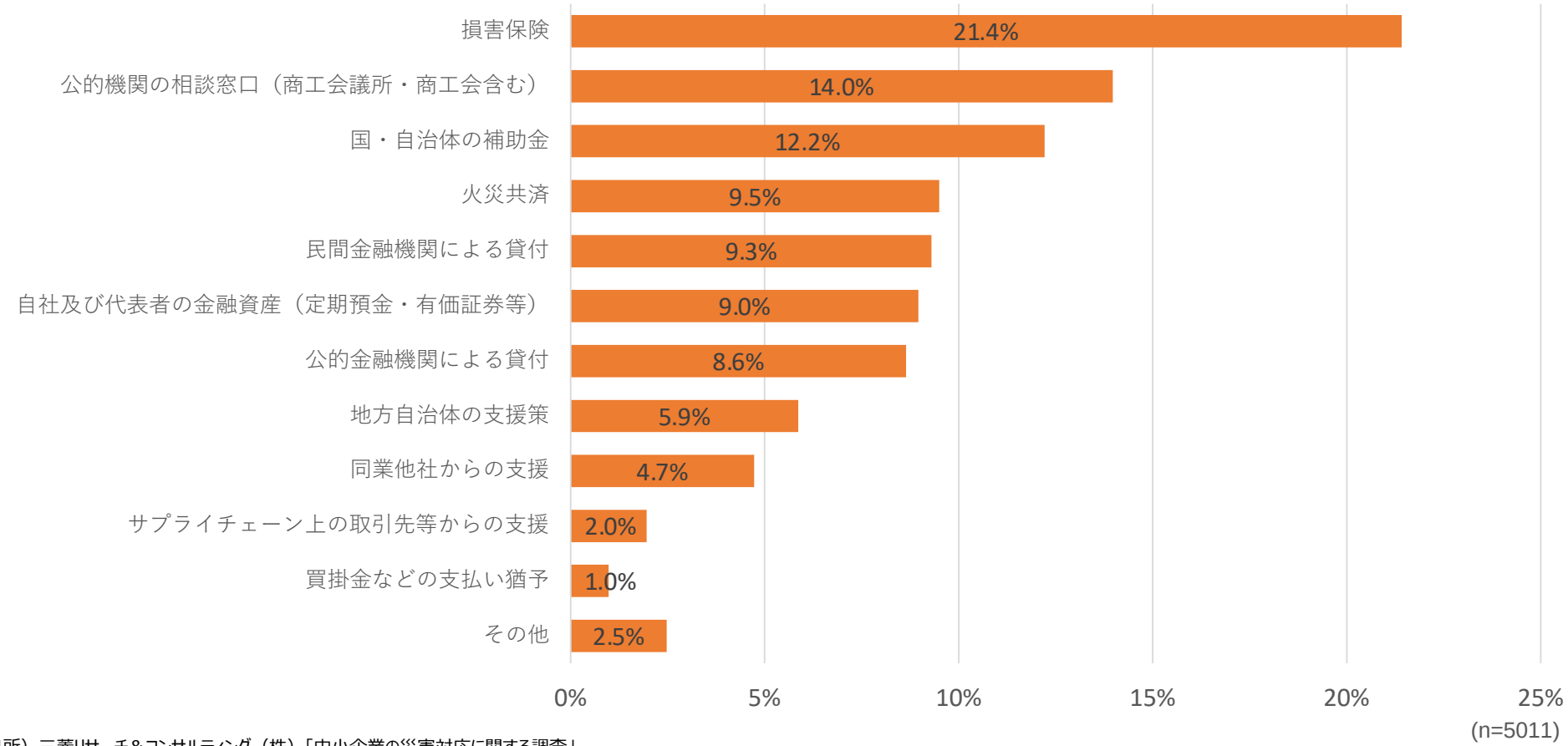

（出所）三菱リサーチ＆コンサルティング（株）「中小企業の災害対応に関する調査」

事前対策の効果（３）

・災害に備え、「事業継続計画」の形は取らずとも、実効性のある取組を行う企業が存在。

目的の設定

鋳型中子製造業

従業員数：
130名

・「大切な従業員の命を守り、地域の暮らしの活力、地域経済力を守る」ことを目的とする。
・この目的を掲げたことは、従業員の定着率向上にも貢献。

情報のバックアップ

機械製造業

従業員数：
12名

・設計図面などについて、遠方のグループ会社に常時バックアップ保管。
・遠隔地の同業者と代替生産協定を締結。平時からも、双方の生産・技術協力などを実施。

協力体制の構築

プレス加工業

従業員数：
26名

・遠隔地の同業者と代替生産体制を構築。
・自社被災時には、重要な金型を持ち込み、提携先での生産を可能に。
・費用等の負担も大きくなく、実効性を確保。

初動対応手順の設定

研磨加工業

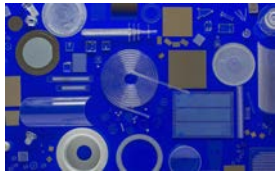

従業員数：
60名

・2週間以内に事業の7割を再開できる目標を立て、関係先との連絡網を構築するとともに、従業員の安否確認、復旧等の手順を定めている。
・水災により被害を受けたが、事前対策を講じていたため、目標どおり事業を再開。

受電設備等の高所配置

生花店

従業員数：
5名

・過去の水害を踏まえ、冷蔵庫用の電気設備を高所に配置。
・豪雨により店舗は浸水したが、電気設備は被害を受けず、早期に営業再開できた。

リスクファイナンスの取組

食品加工業

従業員数：
197名

・地震保険にあらかじめ加入。
・津波で大きな被害を受けたが、保険で復旧費用を確保。
・安心して従業員が働ける環境が、新入社員確保にもプラスに作用。

中小企業が防災・減災に取り組んだきっかけ

- 自身の被災経験や、身近な災害に関する報道が、防災・減災に取り組むきっかけとして最多。
- ある程度の規模の中小企業は、取引関係のある企業からの勧めがきっかけになることが多く、小規模事業者は、商工団体などの地域の支援機関や経営者同士のつながりがきっかけになることが多い。

自然災害への備えに力を入れ始めた理由

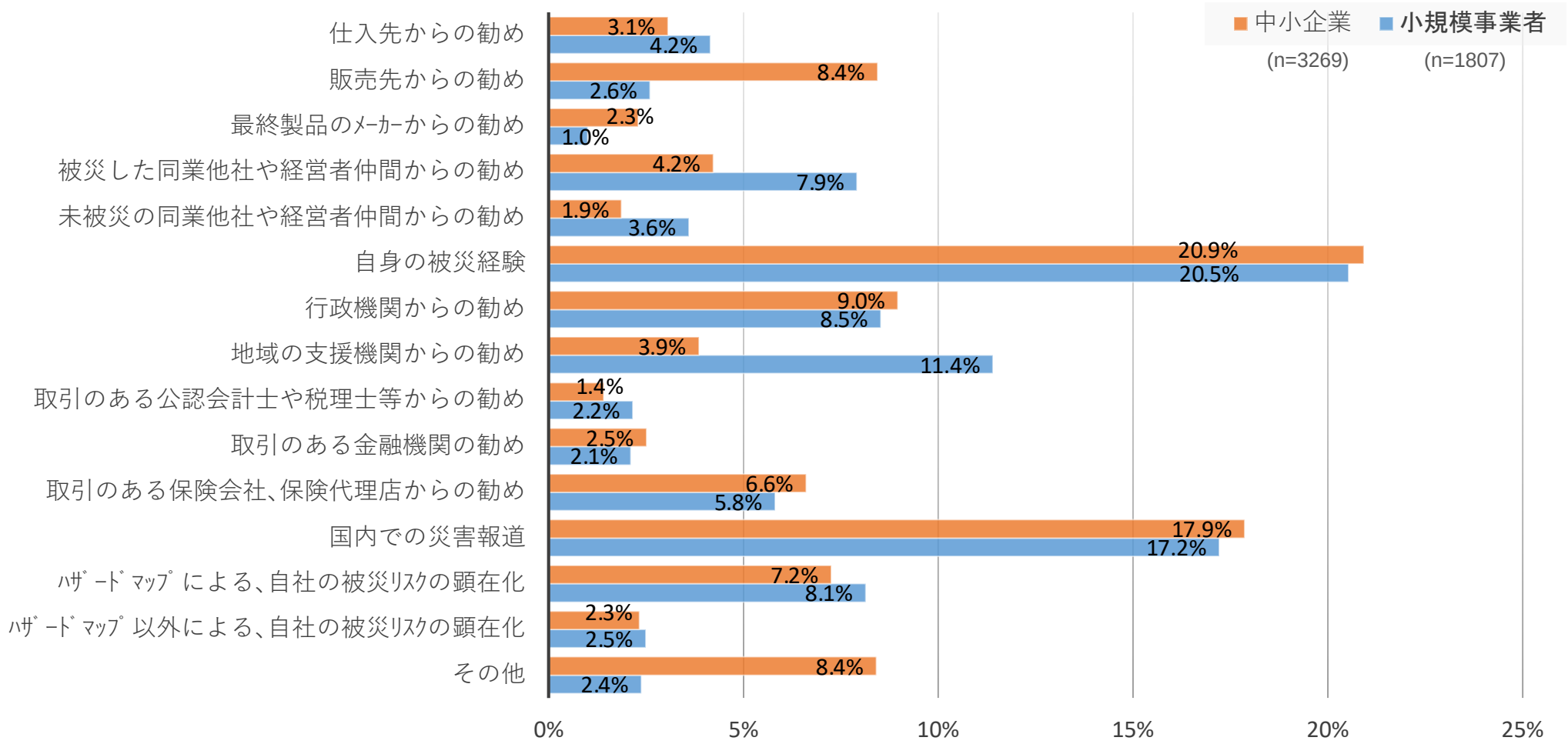

（出所）三菱リサーチ＆コンサルティング（株）「中小企業の災害対応に関する調査」

中小企業強靱化研究会

□ 自然災害等に対し強靱な中小企業経営を確保し、**中小企業の防災・減災対策の強化のために必要な官民の取組について検討**するため、外部有識者からなる**「中小企業強靱化研究会」**を設置し、検討を実施。

※ 外部有識者の構成

・防災・減災対策、専門家
（学識経験者・ｺﾝｻﾙﾃｨﾝｸﾞ会社）
・金融機関
・損害保険業界
・防災・減災対策に取り組む大企業・中小企業
・経済団体
・商工団体
・地方自治体（三重県、熊本市）

□ 検討結果として「**中小企業・小規模事業者強靱化対策パッケージ**」を取りまとめ。

研究会における主な論点

1．意識啓発

□ 様々な経営課題がある中で、中小企業が災害対策の優先度を高めるには、どのような意識啓発が必要か。

2．事前対策

□ 具体的にどのような取組が有効か。業種、規模、想定する自然災害等によって、どのような違いがあるか。

3．保険等のリスクファイナンス

□ どのような組合せが適切か（保険加入や現預金の確保等）。保険加入への動機付けや支援のあり方。

4．事前対策へのインセンティブ

□ 何が効果的か。官民の連携、役割分担をどう考えるか。
□ 金融機関の融資、損害保険会社が提供する商品、保険料等に関し、何が期待されるか。

5．中小企業を取り巻く関係者の支援

□ 中小企業を取り巻く関係者（親事業者、地方自治体、金融機関（地域金融機関、損害保険会社等）、商工団体等）には、それぞれ、どのような役割が期待されるか。

中小企業・小規模事業者　強靱化対策パッケージ

事業継続のための取組に対する公的な認定制度の創設とインセンティブの付与、商工会・商工会議所を始め中小企業・小規模事業者を取り巻く多様な関係者による働きかけ・支援により、今般変更された国土強靱化基本計画に沿って、中小企業・小規模事業者の災害への備えの抜本的強化を図る。

中小企業・小規模事業者の事前対策強化

（１）公的認定制度の創設と認定事業者への支援（★）

- 主にサプライチェーンの中小企業や地域の中核的な中小企業を想定した大臣認定制度を創設
- 複数の中小企業が連携し、経営資源の融通（原材料、人員派遣、代替生産等）等により対策を強化する取組に対して大臣認定制度を創設

経産大臣

申請 ⇅ 認定

中小企業
事業継続力強化計画
連携事業継続力強化計画

【認定事業者への支援措置】
・信用保証枠の追加
・低利融資
・補助金の優先採択
・防災・減災設備への税制優遇　　等

（２）保険加入等のリスクファイナンス対策の促進

- 法認定の対象とする取組内容として保険加入等のリスクファイナンス対策を明確化
- 認定要件に保険会社の知見を踏まえた防災・減災に資する事項を盛り込む

（３）予算事業を活用した普及啓発や人材育成

＜H30補正案＞中小企業等強靱化対策事業（15億円）

- 幅広い者の意識啓発や対策促進のため、以下を実施
  ①身近な商工団体によるリスク認識などの意識啓発の促進
  ②サプライチェーンによる連携や個社の取組促進のためのモデル事業　　等
- 特に地方における支援人材不足を解消するため、人材育成を実施

＜H30補正案＞自衛的燃料備蓄補助金（58億円の内数）

- 社会的重要インフラ機能を担う中小企業等における自家発電設備等の導入支援を実施

（４）中小企業を取り巻く関係者に期待される役割

- 中小企業を取り巻く多様な関係者が、それぞれの自主的な判断により、災害対策の普及啓発や支援を実施することが期待される（法律の基本方針で明確化）
- 防災経済コンソーシアムの枠組みも活用しつつ、官民一体となって取組を強化

＜関係者に期待される役割＞

①サプライチェーンにおける親企業
- 取引先中小企業へのセミナー等を通じた普及啓発
- 事前対策の実施支援、下請協力会や業界単位での取組の支援

②地方自治体（都道府県・市町村）
- 認定制度活用促進のための普及啓発や独自のインセンティブ付け
- 普及啓発及びBCP策定支援・補助金・制度融資等の支援措置

③損害保険会社
- 事前対策の取組状況等を踏まえた、リスクに応じた保険料の設定
- ハザードマップを活用した災害リスクの啓発やBCP策定等の対策支援

④地域金融機関
- 災害対策の普及啓発を実施
- 事前対策に必要な資金の融資
- 災害時に備えた事前の資金繰り相談・コミットメントラインなどの対応

商工団体による支援体制の強化

- 商工会・商工会議所の「事業継続力強化支援計画」の認定制度を創設し、事前対策の普及啓発や災害発生時の被害状況把握等を実施（★）
- 自治体、商工会・商工会議所の体制整備について、地方交付税を措置
- 中小企業団体中央会が、組合を通じた相互連携による事前対策を促進

➡ 認定制度を設け、対策を強化するため、**中小企業強靱化法案を提出**。令和元年５月２９日に法案成立。　　（★）・・・法律での規定事項

事後対策の強化

（１）住家被害ではなく、中小企業被害だけでも、中小企業への初動支援を自動的に行えるよう、災害時の初動支援措置（災害復旧貸付等）の発動要件を見直し
（２）地方自治体、商工会・商工会議所と連携した発災時の中小企業被害情報収集のあり方について、中小企業庁が検討・整理の上、関係機関に周知

事業継続力強化計画認定制度の概要（案）

- 中小企業が行う**防災・減災の事前対策に関する計画**を**経済産業大臣が認定**。
- 認定を受けた中小企業は、**税制優遇**や**補助金の加点**などの支援策を活用可能。

【計画認定のスキーム】

中小企業・小規模事業者

連携して計画を実施する場合：
大企業や経済団体等の連携者

①計画を策定し申請 ↓ ↑ ②認定

経済産業大臣
（地方経済産業局）

認定対象事業者

●防災・減災に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様。

事業継続力強化計画の記載項目（案）

●事業継続力強化に取り組む目的の明確化。
●ハザードマップ等を活用した、自社拠点の自然災害リスク認識と被害想定策定。
●発災時の初動対応手順（安否確認、被害の確認・発信手順等）策定。
●ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策。
※自社にとって必要で、取り組みを始めることができる項目について記載。
●計画の推進体制（経営層のコミットメント）。
●訓練実施、計画の見直し等、取組の実効性を確保する取組。
●(連携をして取り組む場合)連携の体制と取組、取組に向けた関係社の合意。

認定を受けた企業に対する支援策

●低利融資、信用保証枠の拡大等の**金融支援**
●防災・減災設備に対する**税制措置**
●**補助金**（ものづくり補助金、持続化補助金）の優先採択
●連携をいただける企業や地方自治体等からの支援措置
●**中小企業庁ＨＰ**での認定を受けた**企業の公表**
●認定企業にご活用いただける**ロゴマーク**
（会社案内や名刺で認定のＰＲが可能）

（参考）防災・減災のＴＩＰＳ：具体的な対応

・商工団体や地域の金融機関などと、日頃から相談ができる関係を築くこと。

・顧客情報や財務情報など、重要なデータのバックアップ（複製）を取ること。
　水災の恐れのある地域では、２階以上に保管することも効果的。

・非常時の連絡ルートは、携帯電話やＳＮＳの活用も検討を。

・防災・減災対策について、必要な対策は実施するべきだが、「やりすぎ」は逆効果。
　被災時の状況を見極め、柔軟に対応するための準備がまずは第一に必要。

＜被災に備えて＞
・気象庁の発表する気象情報（特に警戒の呼びかけや警報）に注意を。
　これらが発表された場合には、臨時の休業などを行い、生命・財産を守るための対応を。

＜被災時の対応＞
・被災後は、片付けなどをする前に、被災した状況を写真等で記録を。

・被災状況について、取引先などに情報発信。（ＳＮＳ上への投稿でも価値あり。）

（参考）防災･減災のＴＩＰＳ：リスクﾌｧｲﾅﾝｽﾁｪｯｸ

		確認項目	ﾁｪｯｸ欄
1	基本項目	雇用保険に加入している（事業主の義務）	
2		月商の１ヶ月分程度の手元資金を準備している	
3		復旧に必要な資金について、損害保険や共済、災害時貸付制度などで調達する目処をつけている。	
4	火災水災	火災の際に、建物、機械、棚卸資産（原料、在庫、商品など）、器具・工具が被害を受けた際、新調をするために必要な額が、保険・共済によって確保できる。	
5		ハザードマップを確認し、自社の立地が水災被害の危険性がある土地か確認をしている。	
6		水災の際に、補償が支払われる条件を把握している。	
7		水災の際に建物が被害を受けた際、新調をするために必要な額が保険・共済によって確保できる。	
8		水災の際に被害を受ける恐れのある機械、器具・工具について、被災後、新調するために必要な額が保険・共済により確保できる。	
9		水災の際に被害を受ける恐れのある棚卸資産（原料、在庫、商品など）について、被災後、損害を補填するのに必要な額が保険・共済により確保できる。	
10		屋外に設置している設備・什器（電気設備、タンク、在庫など）や、看板などについて、補償の対象となるか確認している。	
11	地震	地震保険や、地震の際に補償のある共済について、掛金と、補償内容を把握した上で、加入の要否を判断をしている。	
12	休業補償	自然災害によって被災した際に、定常的な支払いを支えるため、十分な手元資金を用意している。 用意していない場合、その資金を賄うことができる休業補償（保険または共済）に加入している。	
13	その他	災害発生の際の資金調達に関して、取引関係のある金融機関に相談をしている。	
14		サイバーセキュリティ保険に加入している。	

（参考）中小企業防災・減災投資促進税制（平成31年度税制改正大綱）

- 「中小企業・小規模事業者強靱化パッケージ」の一環として、**防災・減災関連の設備投資**を加速化するため、**中小企業防災・減災投資促進税制を創設。**

【税制の概要】

○**対象者**：経産大臣による防災・減災対策に関する計画の認定を受けた者
（中小企業等による、法律に基づく防災・減災に対する計画認定を想定。）

○**支援措置**：特別償却20%

○**対象設備**：
- 機械装置（100万円以上）：自家発電機、排水ポンプ　等
- 器具備品（30万円以上）　：制震・免震ラック、衛星電話　等
- 建物附属設備（60万円以上）：止水板、防火シャッター、排煙設備　等

【想定される投資事例】
- 豪雨時の浸水等に備え、止水板、排水ポンプなどの設備を準備
- 災害時もサーバが最低限稼働できるよう、制震ラック、非常用発電機を導入

中小企業を取り巻く関係者に期待される支援

●中小企業を取り巻く多様な関係者には、それぞれの自主的な判断により、災害対策の普及啓発や支援を実施することを期待。

①サプライチェーンにおける親企業

- 取引先中小企業へのセミナー等を通じた普及啓発
- 事前対策の実施支援、下請協力会や業界単位での取組の支援

②地方自治体（都道府県・市町村）

- 認定制度活用促進のための普及啓発や独自のインセンティブ付け
- 普及啓発及びBCP策定支援・補助金・制度融資等の支援措置

③損害保険会社

- 事前対策の取組状況等を踏まえた、リスクに応じた保険料の設定
- ハザードマップを活用した災害リスクの啓発やBCP策定等の対策支援

④地域金融機関

- 災害対策の普及啓発を実施
- 事前対策に必要な資金の融資
- 災害時に備えた事前の資金繰り相談・コミットメントラインなどの対応

商工団体による支援体制の強化

●商工会・商工会議所の「事業継続力強化支援計画」の認定制度を創設し、事前対策の普及啓発や災害発生時の被害状況把握等を実施
●自治体、商工会・商工会議所の体制整備について、地方交付税を措置
●中小企業団体中央会が、組合を通じた相互連携による事前対策を促進

（具体的な支援事例）サプライチェーンにおける取組例

【事前対策の支援例】

①親事業者による取引先中小企業の意識啓発（セミナー・勉強会の開催等）
②下請協力会単位での取組（勉強会の開催等を通じた事前対策の実施の後押し、代替生産先の検討等）
③親事業者による、チェックシートに基づく事前対策の点検、アドバイス・支援
④業界団体単位での取組（取組事例集、ガイドラインの策定等）

【発災後の支援例】

⑤被害状況把握のためのコミュニケーションの実施
⑥人的・技術支援による復旧の支援
⑦納期の猶予や国の補助金等の被災支援策の斡旋、操業再開した取引先に対する新規案件の優先的発注などによる事業継続・復興の後押し

ナブテスコ株式会社による取組事例

ＢＣＰ啓発セミナー（大阪/神戸/岐阜/岩国地区）	ＢＣＰ策定講座（神戸/岐阜/岩国）	個別サポート（各社）
自治体と連携 【WIN WIN戦略】（大阪/兵庫/三重/岐阜/岩国・・・・）	優先企業から 順次 展開（岐阜, 神戸, 岩国）	策定完了へ
目的：BCP策定行動につなげる 目標：参加企業数アップ(動員力)	目的：ＢＣＰの進め方を学ぶ 目標：ＢＣＰ骨子完了	目的：現場に即した実効力確保 目標：ｻﾌﾟﾗｲﾔｰＢＣＰ策定率ｱｯﾌﾟ
目標：３００社(2018年 150社) 実績：岐阜 20社、大阪３０社 岩国 42社、神戸60社 東京 ３０社(12月予定)	目標：100社受講(年内) 実績：８０社 受講(～10月) 策定率：期末集計予定	①テコ入れ ⇒ 策定遅延企業 ②レジリエンス認証ﾁｪﾚﾝｼﾞ 要請 ⇒ 高水準企業へ個別指導

（出所）中小企業強靭化研究会（第１回） ナブテスコ株式会社提出資料

・事業継続に向けた取組が、取引先の企業自身にとって必須の取組であることを普及啓発。

ステップ１：普及啓発セミナーの実施
（取引先企業に対し、都道府県等が開催するセミナーに参加を呼びかけ）
ステップ２：BCP策定講座を開催し、計画策定を支援
ステップ３：個別企業の状況に応じた後押し

・取引先企業の継続的かつ実効性のある事前対策を推進することで、その結果として、ナブテスコ自身の事業継続力を強化。

（具体的な支援事例）地方自治体における取組例

【事前対策の支援例】

①普及啓発セミナーや事業継続計画の策定支援
②事業継続計画を後押しする制度融資・補助制度の提供
③地域の商工団体や大学等と連携した取組（災害時の体制構築、人材育成等）の実施
④独自の認証制度と補助制度・制度融資・公共調達等との連動
⑤防災・減災に関する取組の顕彰制度の実施

都道府県によるセミナー・融資制度の実施状況

・31都道府県において、地域の特色に応じた普及啓発セミナー・策定支援セミナーを開催。

＜実施例＞
・損保会社や商工団体と包括連携協定を結び、地域企業に対しセミナーを開催

・また、22都道府県において、事業継続の取組を後押しする制度融資を実施。

（出所）都道府県の商工関連防災の取組みアンケート、中小企業庁（平成30年12月実施）

市町村における取組例

・岐阜県岐阜市では、市内の事業者に対し、事業継続計画策定を後押しするため、セミナーを開催し（商工会議所と連携）、その策定を支援する補助制度を運用。

・栃木県真岡（もおか）市は、平成29年に「BCP(事業継続計画)策定推進都市宣言」を実施。地域の企業に対し、普及啓発セミナーやワークショップを開催。

地域の商工団体・大学と連携した取組例

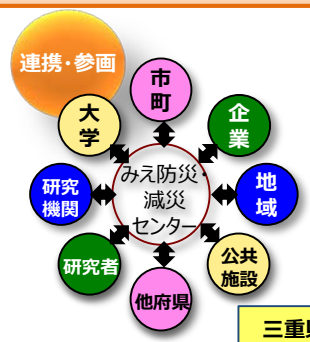

・三重県では、ソフト面をより重視するレジリエンスの思想を踏まえ、三重大学と共同で「三重県・三重大学みえ防災・減災センター」を設置。
・行政職員と大学教員が一体となって防災・減災の取組を実施。

三重県の「防災・減災のシンクタンク」　三重県内防災関係ハブ

（具体的な支援事例）損害保険会社における取組例

【事前対策の支援例】

①ハザードマップ等の公的情報を活用した意識喚起
②事業継続計画（BCP）の策定支援などのサービス提供
③自然災害に対応した新たな保険商品（オールリスク補償型商品、実損補償型商品）の開発・販売
④大規模自然災害発生後の契約見直しの推進（ニーズ再確認・補償条件の見直し提案）
⑤地方自治体との包括連携協定（事前対策に関する講習会の運営への協力）
⑥地方自治体独自の認定の取組等を踏まえた、個々の中小企業のリスク低減状況を確認しながら行うリスク実態に応じた保険料の設定

地方自治体と連携をした意識啓発の取組

・地方創生の取組の一環として、損保各社は地方自治体等と包括連携協定を締結
・その一環として、BCP策定支援などのサービスを提供

東京海上日動の例

三井住友海上の例

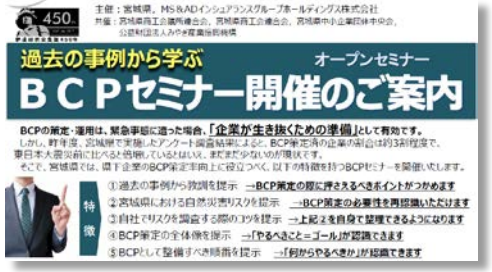

あいおいニッセイ同和損保の例

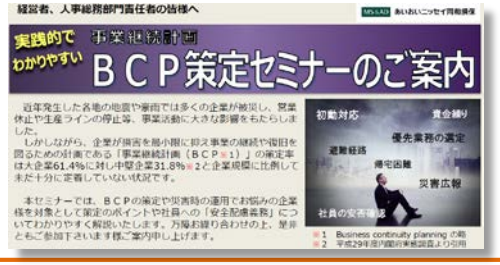

中小企業が入りやすい保険商品の提供

・損保各社は、中小企業が抱えるリスクを包括的にカバーをすることができる総合保険を提供

・例えば損保ジャパン日本興亜損保では、ビジネス総合保険の中で、中小企業者も加入がしやすい地震保険の特約（地震危険補償特約）を行っている

損保ジャパン日本興亜の例

地震危険補償特約

以下のア．からウ．までのいずれかの事由によって生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。
ア．地震、噴火による火災、破裂・爆発
イ．地震、噴火によって生じた損壊、埋没等
ウ．地震、噴火による津波、洪水その他の水災
※損害保険金をお支払いする場合、損害が生じた保険の目的（保険の対象）の残存物を取り片づけるために必要な費用に対して、損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。損害保険金および残存物取片づけ費用保険金は、1回の事故により発生した損害の額から自己負担額（特約の支払限度額の2%）を差し引いてお支払いします。（保険期間を通じて特約の支払限度額が限度）

（具体的な支援事例）地域金融機関における取組例

【事前対策の支援例】

①普及啓発（顧客企業への周知やセミナーの開催）、事業継続計画の策定支援
②事前対策の実践に必要な資金の融資、融資期間の延長
③自然災害発生時に、借入金の元本返済を免除する融資プランの提供
④予め定めた融資限度額や金利条件で、自然災害発生時に貸し出しを行う「災害コミットメントライン」の取扱い

紀陽銀行の取組事例

・紀陽銀行は、南海トラフ地震など、主要顧客が立地するエリアで大規模自然災害が発生すると、自身の営業基盤に影響が生ずることから、顧客へ事業継続計画策定の働きかけを重要課題として捉え、社内の体制整備や、顧客企業に対する支援を実施。

紀陽銀行による事業継続計画策定支援の取組

◆南海トラフ巨大地震は、今後30年以内の発生確率が70～80%と予想されており、営業エリアの大災害となれば当行の営業基盤を揺るがすことから、事業継続計画（BCP）の推進は、当行の重要課題である。

◆地震、台風等の自然災害では、自社の被災に限らず、仕入先・販売先・物流業者等サプライチェーンの被災から事業継続に支障をきたすケースも想定される。

◆被災時における事業継続の観点から、「製造拠点の見直し」や「情報バックアップ体制の整備」、「仕入先・販売先の１社依存回避」等、事前対策がキーとなる。

紀陽銀行グループとして取組み

・地域企業の強靭化に取り組むことが地域貢献であり、紀陽リース・キャピタルと協働してBCP策定を支援。
・実効性のあるBCP策定支援・訓練支援に向けて、営業店にてアンケート等調査を実施。
・融資面・リスク管理面での取組事項
□「ビジネスレジリエンスローン」を商品開発（平成28年9月）
□ 事業性評価等において、定性評価の項目としてBCP項目を入れることを検討。

（出所）中小企業強靭化研究会第2回　紀陽銀行提出資料

事前対策に取り組む企業を後押しする融資制度例

・紀陽銀行、滋賀銀行、広島銀行等は、中小企業の防災・減災対策やBCP策定に取り組んでいる企業に対し、金利の優遇や融資機関の延長といった、優遇策を実施。

滋賀銀行「BCPサポートローン」

お申込みいただける方	企業・事業者のお客さま
お使いみち	● 地震を中心とした災害発生時に受けるダメージを最小限に抑えるために企業が行う、**防災施設**等の整備(工場・事務所等の耐震補強・コンピュータシステムの保全・情報システムのバックアップ・代替生産拠点の確保・生産設備等の耐震化費用・安否確認サービス導入…)に必要な**設備資金** ● 緊急時企業存続計画(ＢＣＰ:Business Continuity Plan)を作成するために必要な**コンサルティング費用**
融資金額	**１億円以内**
融資期間	変動金利型：**１０年以内**(据置期間１年以内) 固定金利型：１年６ヵ月以上１０年以内（６ヵ月単位、据置期間設定不可）※運転資金は１年６ヵ月以上７年以内
融資利率	**変動金利型**または**固定金利型**を選択いただけます。 当行所定の利率より、**0.3%**差し引かせていただきます。
ご返済方法	**元金均等返済** 固定金利型の場合、繰上返済、一部繰上返済は原則できません。
担保・保証	必要に応じ、担保および保証をお願いすることがあります。
ご利用条件	次のいずれかに該当いただくことが必要です。 ● 当該年度のＢＣＰ**(緊急時企業存続計画)**を作成していること **(※1)**。 ● 『しがぎん経済文化センター』が提供する、**災害リスクコンサルティングサービス（※2）を1年以内に受けていること。**

※1.中小企業庁では中小企業がＢＣＰを策定するための運用指針「中小企業ＢＣＰ策定運用指針」を公開しています。この指針に基づき、ホームページ上で、実際に自社のＢＣＰを無料で策定いただけます。
中小企業庁ＵＲＬ・http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/
※2.『しがぎん経済文化センター』が提携する、損害保険会社、システムベンダー等がサービスを提供いたします。
提供するサービスには有料のものもございます。詳細は滋賀銀行窓口にてお問い合わせください。
※3.お申込内容を審査させていただいた結果、お申出に添えない場合もあります。

（出所）滋賀銀行HP

（具体的な支援事例）商工団体における取組例

【事前対策の支援例】

①パンフレット・セミナー等を通じた自然災害の備えの普及啓発
②自然災害に対応した保険・共済の普及啓発及び加入窓口の設置、団体保険のとりまとめ
③専門家派遣や損害保険会社等との連携等による事前対策の実施支援
④自然災害発生時の各種相談や被害状況の把握
⑤組合間の連携の促進支援

組合員へのリスクの普及啓発活動例

・全国商工会連合会では、商工会における日常の巡回指導活動の中で、自社のリスクに対する備えを見える化し、不十分・過剰な保険・共済等がないか、チェックシートを活用しながらリスクファイナンスの取組を支援。

（出所）中小企業強靭化研究会第4回
佐々木委員提出資料

組合間の連携の促進支援例

・鳥取県中央会と徳島県中央会による、災害時中央会間連携協定の締結に基づき、平成28年2月に協同組合鳥取金属工業会と協同組合徳島県機械金属工業会は組合間連携協定を締結
・組合間での連絡網の整備、災害時の応援、代替え生産等行うためのガイドラインを作成し、組合員間の交流を図っている

（出所）協同組合鳥取金属工業会HP

BCPの普及啓発の取組事例

・東京商工会議所は、2012年2月、BCPパンフレット「BCP（事業継続計画）を作って信頼を高めよう」を発行
・多くの企業から「より詳しいガイドを」との声が寄せられたため、2013年3月、より詳細な東京商工会議所版BCP策定ガイド「BCP（事業継続計画）を作って信頼を高めよう」を発行・公表
・2008年からのセミナー参加者は、累計約600名

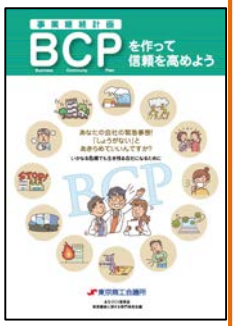

（出所）中小企業強靭化研究会第4回　加藤委員提出資料

商工団体の皆様に具体的に取り組んでいただきたい事前対策

（１）中小企業庁において、「分かりやすい」パンフレットをご準備します。
同パンフレットを使って、管内の事業者の方々に
・災害のリスク認知の推進
・災害が発生した際の初動対応の検討
・ヒト・モノ・カネ・情報への検討
について、普及・啓発活動をお願いいたします。

（２）今後、事業者の方々を対象にした、「中小企業強靱化対策シンポジウム」や、
「事業継続力強化計画」の策定支援ワークショップを各地で開催していきます。
ぜひ管内の事業者の方々に、ご案内をお願いいたします。

（３）全国で経営指導員や中小企業診断士の皆様を対象とした専門家を育成するための
研修会を開催します。ぜひご関係の専門家の方々の受講をお願いいたします。

＝＞（１）～（３）に関し、６月までに普及・啓発資料やスケジュールをご連絡・ご提供予定

（４）皆様自身の事業継続計画の策定をお願いします。
（日本商工会議所において、全国商工会連合会と協力をしながら、
モデルＢＣＰの策定し、推進していく旨を伺っています。）

平成30年度2次補正予算による普及啓発及び人材育成等

- 平成30年度2次補正予算を活用して、防災・減災対策に係る**①普及啓発**、**②事前対策に係る計画策定の支援**、**③指導人材の育成**を図るため、以下の事業を実施予定。
- **自家発電設備の導入支援**も併せて実施予定。

（１）中小企業等強靭化対策事業【予算(30年度2次補正)15億円】

普及啓発

①普及広報活動

商工団体や損害保険会社等と連携して、全国各地でセミナー・相談会等を開催。

⇒**全国9か所程度(約2～3千人)**

②商工団体による小規模事業者支援

経営指導員が、ハザードマップ等を活用して、災害リスクの認識や、損害保険加入の必要性等を事業者に説明。

⇒**延2万者程度**

計画策定支援

③計画策定に向けた研修会開催

全国の中小企業・小規模事業者を対象に、事前対策に係る計画策定に向けた研修会を開催。

⇒**検討中**

④計画の策定支援

サプライチェーンや地域の中核となる中小企業が単独又は連携して取り組む事前対策に係る計画策定をハンズオン支援。優良事例をとりまとめ、横展開を図る。

⇒**検討中**

指導人材の育成

⑤地域の支援人材への研修

商工会・商工会議所の経営指導員等向けの研修会を開催。

⇒**47都道府県で実施**

⑥専門家の育成

事前対策の計画策定の指導ができる専門家（中小企業診断士等）を育成するための研修会を開催。

⇒**200名程度**

（２）中小企業自家発電設備導入補助金【予算(30年度2次補正)58億円の内数】

自家発電設備の導入支援

社会的重要インフラ機能を担う中小企業等における自家発電設備等の導入を支援。

中小企業強靱化対策シンポジウム

- 第198回通常国会において、中小企業の事業継続力強化を推進する中小企業強靱化法が成立。
- 同法では、中小事業者が防災・減災に向け取り組む計画を認定する「事業継続力強化計画」認定制度の創設等を規定。今後、各地で同制度の周知及び中小企業の防災・減災への取組を促すシンポジウムを全国９カ所で開催する。 本イベントは、全体で2000～3000名の参加を見込んでおり、中小企業者を中心として、大企業や地方自治体等、関係機関へ広くご案内予定。

キックオフイベント

日時　：７／３１（水）
場所　：東京都品川インターシティ
対応者：政務による冒頭ご挨拶を検討中
（施策説明等は中企庁長官等の幹部を想定）

キックオフイベント後の開催日程

開催日程	開催場所
８／２１（木）	北海道
８／２８（水）	大阪
９／９（月）	宮城
９／２５（水）	愛知
９／３０（月）	広島
１０／４（金）	福岡
１０／９（水）	沖縄
１０／２４（木）	香川

※事業環境部長をはじめとした中企庁幹部を筆頭対応者として想定。

シンポジウムのタイムスケジュール（案）

時間割	内容	登壇者
１３：００～１３：０５	冒頭挨拶（５分）	経済産業省幹部
１３：０５～１３：２５	制度説明と事業者・関係者への期待（２０分）	経済産業省幹部
１３：２５～１４：１５	基調講演	防災・減災に知見のある有識者等
１４：１５～１４：３０	休憩	
１４：３０～１６：００	【パネルディスカッション】 ・先進的な取組を行う中小企業からの取組紹介（１０分×２社） ・中小企業を取り巻く関係者（１０分×１社）（大企業や金融機関等） ・上記企業と、中企庁幹部によるパネルディスカッション（４０分程度） ・質疑応答（20分程度）	・先進的に取り組む中小企業者（２社を想定） ・中小企業を取り巻く関係者（１社を想定） ・経済産業省幹部 （モデレーターは委託事業者である日刊工業新聞編集委員等を調整中。）

※イベントの開催の際に、連携をいただける損害保険会社様等のご協力の下、中小企業向けのリスクファイナンスの相談会を開催予定。

（参考）あなたの会社の事業継続力強化に向けた取組状況をチェック！

1	災害が発生した際にも、現在の事業を続けたい。	
2	事業所が立地する場所のハザードマップを見たことがある。	
3	災害による事業への影響を考えたことがある。	
4	役員や従業員の緊急連絡先を整備している。	
5	災害発生時の避難経路や避難場所を、社員全員が把握している。	
6	緊急時の設備や機器の停止手順を定めている。	
7	発災直後に連絡する関係者（取引先、金融機関等）を整理している。	
8	被災後の資金繰りに備えて、損害保険・共済への加入や、 緊急時時の融資制度の活用などを検討している。	
9	被災時の人員確保について、他社との連携などを検討している。	
10	地震や水災に対して、物理的な対策を検討している。	
11	顧客情報や帳簿等、重要情報についてバックアップを作成している。	
12	年に1回、災害に備えた訓練を実施し、役員・従業員がともに 災害への対応について考える機会を設けている。	
13	経営陣が、事業継続に向けた取組にコミットし、積極的に取り組んでいる。	
14	雇用保険に加入している。	
15	加入している損害保険や共済について、対応する災害の種類の確認や、 補償対象になる資産の範囲、休業に対する補償などを把握している。	

参考資料

〇中小企業強靱化研究会
http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/index.html#kyoujin

〇（プレスリリース）中小企業強靱化法案閣議決定
http://www.meti.go.jp/press/2018/02/20190215002/20190215002.html